

大企業ヒアリングの実施について（案）

2016年3月25日

中小企業庁

1. ヒアリング実施方法及び期間

対象企業への訪問調査とし、原則として4月中に実施

2. ヒアリング体制（チーム）

業所管省庁、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省

3. ヒアリング実施の通知

ヒアリング対象業種の業所管大臣から対象企業に対して公文書にてヒアリングの実施とその協力の依頼を通知予定

4. 企業側のヒアリング対象者

購買・調達担当部門責任者、法務等コンプライアンス担当部門責任者、その他総務・企画等担当責任者、など

5. 主なヒアリング項目

- (1) 大企業調査回答の確認（回答の有無、参加する経済団体、近年の業績）
- (2) 政労使合意の趣旨を尊重する意思の有無
- (3) 調達・購買担当者の行動規範、評価基準、専門商社等の活用状況
- (4) 「業種別適正取引ガイドライン」の社内での取扱い、周知度、購買担当者
の内容の把握度合い
- (5) 基本契約、品質保証契約、金型の貸与契約など、下請企業等と締結している
基本的な契約の有無とその内容
- (6) 主要品目の取引単価の推移
- (7) 中小企業調査等で把握された当該業界における問題や課題ありと考えられ
る具体的取引事例に対する考え方
- (8) 下請等中小企業に対する、企業全体の経営状況を示す経理書類の提出要請
の有無
- (9) 社内のコンプライアンス体制（特に独禁法、下請代金法関係）、経営者の関
与・責任体制、下請代金法にかかる書面調査の提出状況
- (10) 下請等取引にかかる不適切事例やトラブルがあった場合の相談窓口や通
報体制の有無

6. 対外公表事項

- (1) ヒアリング対象の業種名は公表、個別企業名は非公表
- (2) ヒアリング結果については、個別企業名を記載せず、その概要をとりまとめて公表

7. その他

今回の大企業ヒアリングにおいて問題ある事案等が抽出された場合には、その内容に応じて個別に改善を要請するとともに、本年4月以降の下請代金法や建設業法に基づく立入検査の優先順位の高い対象企業として位置づけることとする。(内容によっては、追加でのヒアリング実施や緊急での立入検査等の対応も検討する。)